（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）

第二十七条　改正法附則第八十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の四十三の三の規定に基づく旧令第三十九条の七十二の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「法第五十五条の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の三第一項」と、「第三十二条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項」と、同条第三項第一号中「法第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」と、同項第二号中「第六十一条の二第十八項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」と、同条第四項中「法第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」とする。

（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第二十八条　新令第三十九条の九十八第二十七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十五条第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日以後に開始する連結事業年度における新法第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における旧法第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

2　新令第三十九条の九十七第二十項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項の規定は、連結法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額について適用し、連結法人の同日前に開始した旧令第三十九条の九十七第十九項（旧令第三十九条の九十八第二十七項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額については、なお従前の例による。

3　新令第三十九条の九十七第二十項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項の規定は、連結法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、連結法人の同日前に開始した旧令第三十九条の九十七第十九項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

4　新令第三十九条の九十七第二十項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十九条第二項の規定は、連結法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同項の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税法第二十九条第二項の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第二十九条　新令第三十九条の百六第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に新法第六十八条の七十八第一項の表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項及び第五項において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

2　改正法附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の七十八第一項の表の第二号及び第七号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の百六第一項、第四項から第十八項まで、第二十二項、第二十三項及び第二十五項から第四十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	法第六十五条の七第三項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五条の七第三項
第九項	ときは（第三十九条の七第十五項前段	ときは（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧効力単体措置法施行令」という。）第三十九条の七第十五項前段
	連結事業年度（第三十九条の七第十五項前段	連結事業年度（旧効力単体措置法施行令第三十九条の七第十五項前段
第十二項	第三十九条の七第十八項前段	旧効力単体措置法施行令第三十九条の七第十八項前段
第十六項	法第六十五条の七第四項	旧効力単体措置法第六十五条の七第四項
第十七項	第六十五条の七第八項	旧効力単体措置法第六十五条の七第八項
第十八項ただし書	法第六十五条の七第八項	旧効力単体措置法第六十五条の七第八項
第二十八項第二号及び第四号	法第六十五条の八第四項	旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
第三十一項	法第六十五条の七第一項に規定する	旧効力単体措置法第六十五条の七第一項に規定する
第三十二項	法第六十五条の八第七項	旧効力単体措置法第六十五条の八第七項
	又は第六十五条の八第四項	又は旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
	法第六十五条の八第四項	旧効力単体措置法第六十五条の八第四項